明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令（総務九九）　二
〔告　示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務三六六）　二
○日本国に帰化を許可する件（同三六七）　三
○円借款の供与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三八一）　三
○人工種苗生産技術による水産養殖産品の日本農林規格の一部を改正する件（農林水産二一五九）　四
○人工種苗生産技術による水産養殖産品についての生産行程管理者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同二一六〇）　四
○人工種苗生産技術による水産養殖産品についての小分け業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同二一六一）　四
○人工種苗生産技術による水産養殖産品の生産行程についての検査方法の一部を改正する件（同二一六二）　四
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第二項に基づき、特定社会基盤事業者の住所を変更する告示（経済産業一九六）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三〇〇）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二八一）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一一一、一一二）　六
○道路に関する件（北海道開発局八三～八五）　六
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項　七
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　七
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　七
北海道開発局公示（北海道開発局）　七
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示　七
（岡山労働局最低賃金公示三、愛媛同五、大分同六）
〔公　告〕　七
諸事項
官庁　八
高速取引行為者の営業所の所在地の確知等関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二六

省　令

○総務省令第九十九号

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の三の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令

住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（住民票コードの記載の変更請求書の提出の際に提示する書類） **第九条の二**　令第三十条の三に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類であって、請求者の氏名が記載されているものとする。 一　運転免許証、健康保険の資格確認書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該請求者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの ［二　略］	（住民票コードの記載の変更請求書の提出の際に提示する書類） **第九条の二**　令第三十条の三に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類であって、請求者の氏名が記載されているものとする。 一　運転免許証、健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該請求者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの ［二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年十二月二日から施行する。